

(仮称)橋本市部落差別の解消の推進に関する条例・骨子案(素案)

<必要性と背景>

●部落差別の現状

部落差別は様々な取組により解決へ向かっているものの、今もなお個人への誹謗中傷、同和地区の問い合わせ、インターネット上への差別書き込みなどが存在しています。

●「部落差別解消の推進に関する法律」の制定（H28.12.26 施行）

今もなお部落差別が存在していることを明記し、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目指し、制定されました。

●「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の制定（R.2.3.24 施行）

部落差別は基本的人権の侵害であることを明記し、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目指し、制定されました。

◆県及び橋本市における差別事象の現状

県下の自治体、及び県の機関（教育委員会含む）から和歌山県（人権政策課）へ報告のあった差別事象の集計結果は、以下のとおりとなっています。

同和問題、障がい者差別、女性差別、外国人差別などがありますが、同和問題関連が多く発生しています。また、橋本市では同和問題関連の件数が、年々増えつつあります。

	和歌山県内		この内、橋本市内	
	全体	内、同和問題	全体	内、同和問題
平成28年度	12件	11件	1件	1件
平成29年度	19件	17件	2件	2件
平成30年度	30件	22件	3件	3件
令和元年度	20件	17件	4件	4件

・令和元年度の橋本市における4件の差別事象の内容

（4月）窓口での同和地区の問い合わせ（市図書館）

（5月）電話での差別発言

（11月）窓口での同和地区の問い合わせ（県立体育館）

（1月）小学校あてに届いた年賀ハガキにおける差別的記載

<骨子案>

【目的】

- ・ 部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とします。

【基本理念】

次のとおり基本理念を定めます。

- ・ 部落差別は基本的人権の侵害であるため、部落差別を行ってははいけません。
- ・ 国、県、市、市民及び事業者が相互に協力し、部落差別の解消に取り組みます。

【部落差別の禁止】

- ・ 結婚及び就職に際しての身元調査などの行為により、部落差別を行ってははいけません。
- ・ インターネットを利用して部落差別を行うことや、またその拡散をしてはいけません。

【市の責務】

- ・ 国、県、市民、事業者、関係機関等との連携により施策を推進します。
- ・ 市民、事業者、関係機関等の取組を支援します。

【市民・事業者の役割】

- ・ 市が実施する施策への協力を求めます。
- ・ 事業者に対しては、従業員の人権意識の高揚などの取組を求めます。

【部落差別解消への取組】

- ・ 県との適切な役割分担を踏まえ、結婚、就職に伴う部落差別、及びその他の部落差別を行った者に対して、部落差別を行わないよう指導・助言をします。これに従わない場合には、勧告を行います。
- ・ インターネット上の差別書き込み等を監視し、差別書き込み等の削除要請に努めます。

【教育及び啓発の推進】

- ・ 部落差別を解消するため、学校教育及び社会教育を含むあらゆる機会を通じて、効果的な教育及び啓発活動を実施します。

【相談体制の充実】

- ・ 結婚、就職に伴う部落差別、及びその他の部落差別に関する相談に対応します。
- ・ 部落差別に関する相談に的確に応じるため、相談窓口及び相談体制の充実に努めます。

【部落差別の実態の把握】

- ・ 国が実施する調査に協力します。
- ・ 市民意識調査など、部落差別の解消のために必要な調査を実施します。